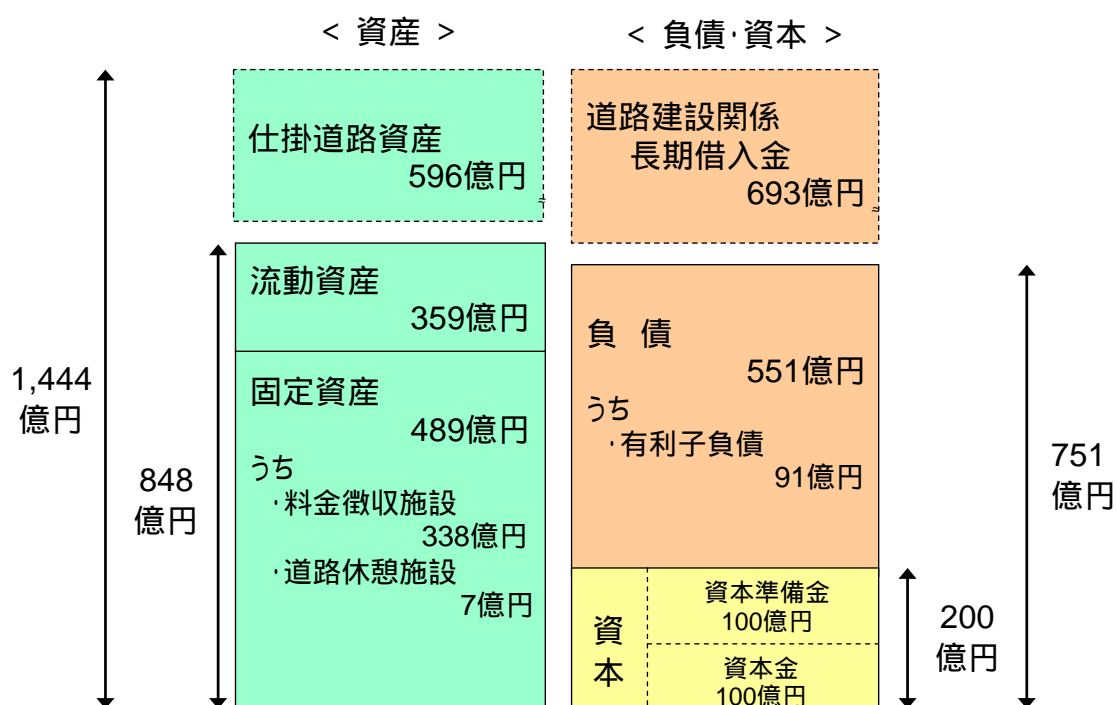


開始貸借対照表について

開始貸借対照表の資産価額は、施行法第15条第3項に基づき、「会社及び機構の成立の日現在における時価」を基準として評価委員が評価した額をもって評価額とすることとされており、具体的には資産評価委員会における「評価要領」(別添3)に基づき、評価を行っております。

上記評価要領に基づき作成いたしました当社の資産額の概要につきましては以下のとおりとなっています。

阪神高速道路株式会社の資産等について



注1： 単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

注2： 「仕掛道路資産」とは、高速道路事業による高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のために投下した資本で、未だ竣工又は引渡しがされていないもの。